

議案第25号 小松島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

小松島市営住宅管理条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|---|---|---|
| <p><u>小松島市営住宅管理条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p><u>第2章</u> 市営住宅の管理(第3条—第42条)</p> <p><u>第3章</u> 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条—第49条)</p> <p><u>第4章</u> 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(第50条—第54条)</p> <p><u>第5章</u> 補則(第55条—第60条)</p> <p>附則</p> <p>第2条 略</p> | <p><u>小松島市営住宅条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p><u>第2章 市営住宅等の整備基準(第2条の2—第2条の3)</u></p> <p><u>第3章</u> 市営住宅の管理(第3条—第42条)</p> <p><u>第4章</u> 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条—第49条)</p> <p><u>第5章</u> 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(第50条—第54条)</p> <p><u>第6章</u> 補則(第55条—第60条)</p> <p>附則</p> <p>第2条 略</p> <p><u>第2章 市営住宅等の整備基準</u> <u>(市営住宅の整備基準)</u></p> <p><u>第2条の2 法第5条第1項の規定により条例で定める市営住宅の整備基準については、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。ただし、本文の規定によりその例によることとされる公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)第8条第2項か</u></p> | <p>改正</p> <p>追加</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p> |

第2章 市営住宅の管理(第3条－第42条)

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを

ら第5項まで、第9条第3項、第10条及び第11条の規定は、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り及び同条第6号に規定する公営住宅の借上げ(公営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る市営住宅については適用しない。

(共同施設の整備基準)

第2条の3 法第5条第2項の規定により条例で定める共同施設の整備に関する基準については、同項に規定する国土交通省令で定める基準の例による。

第3章 市営住宅の管理(第3条－第42条)

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを

追加

改正

受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(第2項及び第3項において「居宅介護困難者等」という。)を除く。)にあつては、この限りでない。

ア～ク 略

- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。ただし、第9条第2項に規定する入居者の場合にあつては、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第12条後段に定めるところによるものとする。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23年政令第424号)第1条の規定による改正前の令(以下この号において「旧政令」という。)第6条第4項で定める場合 旧政令第6条第5項第1号に規定する金額

受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「在宅常時介護困難者」という。)を除く。)にあつては、この限りでない。

ア～ク 略

- (2) その者の収入がア、イ又はウ(第9条第2項に規定する入居者(以下この号において「一般入居者」という。))の場合にあつては、ア又はウ)に掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウ(一般入居者の場合にあつては、ア又はウ)に掲げる金額を超えないこと。

ア (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族にa又はbのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(a)、(b)又は(c)に掲げる障害の種類に応じそれぞれ(a)、(b)又は(c)に定める程度であるもの

(a) 身体障害 前号イ(ア)に規定する程度

改正

追加

追加

削除

改正

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 旧政令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 旧政令第6条第5項第3号に規定する金額

2 市長は、入居の申込みをした者が居宅介護困難者等に該当する

(b) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(c) 知的障害 (b)に規定する精神障害の程度に相当する程度

b 前号ウ、エ、カ又はキに該当する者

(イ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

2 市長は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当す

改正

改正

改正

かどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 市長は、入居の申込みをした者が居宅介護困難者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第6条第1項 略

- 2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居者の資格等)

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、改良法第27条第2項の規定により国の補助を受けて建設した市営住宅(以下「改良住宅」という。)に入居することができる者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

- (1) 次に掲げる者で改良法第2条第1項の住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 略

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改

かどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 市長は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。

(入居者資格の特例)

第6条第1項 略

- 2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居者の資格等)

第9条 第3条から前条までの規定にかかわらず、改良法第27条第2項の規定により国の補助を受けて建設した市営住宅(以下「改良住宅」という。)に入居することができる者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

- (1) 次に掲げる者で改良法第2条第1項の住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 略

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改

改正

削除

良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令第8条の規定により、市長が承認した者に限る。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条—第49条)

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(第50条—第54条)

良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第8条の規定により、市長が承認した者に限る。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合には、前項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第5条第1項第2号に規定する金額を超える場合

(2) 当該入居者が第42条第1項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する場合

3 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の承認をしてはならない。

第4章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第43条—第49条)

第5章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(第50条—第54条)

追加

削除

追加

改正

改正

改正

改正

第5章 補則(第55条—第60条)

附 則

1～9 略

10 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に市営住宅の同居の承認を受けようとする者についての第12条第1項の規定の適用については、同項中「法施行規則」とあるのは、「公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第103号)第1条の規定による改正前の法施行規則」とする。

第6章 補則(第55条—第60条)

附 則

1～9 略

改正

削除